令和6年 第1回 相馬地方広域水道企業団議会定例会 (記者用資料) プレスリリース

令和6年2月15日午前10時開議

提出案件

議案第1号 相馬地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例について

原案可決

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法を引用する規定に条ずれが 生じたため、所要の改正を行うものであります。

議案第2号 相馬地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する 条例について

原案可決

(提案理由)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、 水道法の一部が改正となり、水道整備、管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省 へ移管となることから、所要の改正を行うものであります。

議案第3号 令和5年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)

原案可決

(提案理由)

予算に変更が生じるため、地方自治法第 218 条第 1 項の規定に基づき、提案するものであります。

税込みの水道事業収益については 5,028 千円減額し、補正後の収益的収入額を 1,479,486 千円とするものであります。税込みの水道事業費用については 38,488 千円減額し、補正後の収益的支出額を 1,392,142 千円とするものであります。

次に、税込みの資本的収入額については 12,234 千円減額し、補正後の資本的収入額を 126,270 千円とするものであります。資本的支出額については 62,441 千円減額し、補正後の資本的支出額を 937,807 千円とするものであります。

なお、補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、811,537 千円について は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘 定留保資金で補てんいたします。

議案第4号 令和6年度 相馬地方広域水道企業団水道事業会計予算

原案可決

(提案理由)

地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき提案するものであります。

税込みの収益的収入額を 1,496,814 千円、税込みの収益的支出額を 1,479,261 千円とし、税込みの資本的収入額を 76,314 千円、税込みの資本的支出額を 1,184,233 千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,107,919 千円については、 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金及び 過年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

報告案件 例月出納検査の結果報告について

監査報告

(提案理由)

地方自治法第 235 条の 2 第 3 項に基づき、令和 5 年 7 月から 12 月までの例月出納検査結果を報告するものであります。